

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案に対する修正案要綱

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。 (附則関係第十二条関係)